

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
全体	Q	議会基本条例が完成した後、どのようにして市民に周知をしていくのか。
	A	ホームページや議会だより、広報あびこで周知を行う。また、パブリックコメントも行う。他にアイデアがあれば検討したい。
	Q	今日の市民説明会の参加者が高齢者に偏っている。いかに13万人の市民に情報を提供していくかが重要だ。若者は広報や議会だよりは見ない。SNSをもっと積極的に活用して情報を発信していかないといけないのでは。
	A	市民説明会開催の告知手段について苦労したが、特に若者に情報を知らせる手段を新たに考える必要がある。 今回の告知はホームページや広報、議会だよりのほか、ツイッターやフェイスブックを活用した。若者に関心をもってもらうことが難しいが、SNSの情報を見て来ていただいた若い方もいるので、今後、少しずつ輪を広げていけたらと考える。
	Q	もう少しわかりやすい表現にしてほしい。また、図解などがあるといい。(意見)
	A	ー
	Q	現在、投票率が下がっていて、市長も議員も純粋な市民の代表という形でなくなっていると感じる。議会基本条例の中に、こうした声の届いていない市民の意見が取り入れられるような活動を記述してほしい(市民みんなの声が聞こえる＝投票率アップだと思う)。
	A	議会基本条例をつくる目的の一つは、市民に議会への関心をもってもらい、行動していただくということである。議会基本条例をつくることで議員自身が行動し、そして市民に関心をもってもらい、投票その他の行動に出てもらいたいと思う。
	Q	これから行政コストを下げて市民サービスをいかに向上させていくか、という中で、足を運ばない、情報を見ないような市民を甘やかしてはいけない。市民が議員とコンセンサスがとれるような場が保障されていればよいが、議会基本条例に記載されていることをすべてやると行政コストが非常に上がるのではないか。
	A	議会改革は、いかに行政コストを下げるか、ということで今まで行ってきた。議会基本条例をつくったことによって行政コストが上がった、ということがないようにしたい。
	Q	パブリックコメントはどのような形で行うのか。市民から選ばれている議員が検討しているものなので、パブリックコメントを行う必要はないと思うが、行う場合には隅々までいきわたるように行ってほしい。
	A	条例制定の際にはパブリックコメントを行うことになっている。また、多くの市民に知ってもらうためでもある。意見を参考に、隅々までいきわたるように行いたい。
	Q	議会基本条例を制定後、条例を守らない人が出てくるかもしれない。罰則規定や条例を管理する仕組みがないと、歯止めがきかないのではないか。りっぱなものをつくっても、絵に描いた餅ではいけない。
	A	条例素案には罰則規定はない。特別委員会の議論では、条例制定後も特別委員会で監視をしていくこととしている。意見のとおり、絵に描いた餅にならないよう、今後の特別委員会で検討する。
	Q	議会基本条例が制定された後、守っていく、履行することが原則であるが、「～に努める」という表現はよく言えば「努力目標」だが、穿った見方をすると「やらなくてもいい目標」となるが、その点をどう考えるか。
	A	表現については特別委員会でも議論となった。やらないのではないかと、思われなないように今後検討する。
	Q	今日配布された素案の中には用語解説などの注釈がある。市民が条例を読むときに非常に役立つが、議会基本条例制定時にはこの注釈等をまとめたものを一緒に示してほしい。特に小・中・高校生でも読めるような形が良い。
	A	議会基本条例の逐条解説を作成することになっている。
	Q	議会基本条例策定の時期は。
	A	冒頭でも話したが、平成26年中を予定している。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
全体	Q	議会基本条例にはやらなければならないことだけを記載し、精神論的なものはマニュアル等でまとめる方がいいのでは。最高規範などと大上段に構える必要はないのでは。
	A	たしかに議会基本条例をつくらずとも、また、条例に記載せずとも議会改革はできるが、議会基本条例に記載することによって、「行うこと」を担保し、また、議員の資質向上にもつながると考える。意見については検討する。
市民の定義	Q	議会基本条例の中に「市民の定義」がなされていない。市民には外国人など色々な人がいる。市民の定義がなされていない条例を最高規範と呼ぶのは疑問だ。これにより議会運営が難しくなるようでは困る。それよりも請願や陳情など、議員と接触できることについて議会だよりなどでわかりやすく示してもらう方が先だ。地方自治法と議会基本条例と、どちらが上なのかもわからない。その点について検討を。
	A	市民の定義についてはまだ議論をしていない。検討する。
	Q	議会基本条例は運用する議員に向けた条例だと思うが、その場合には、市民の定義について、参政権の問題はでてこないのか。
	A	検討する。
前文	Q	前文をもっとすっきりさせた方がよいのでは。
	A	検討する。
	Q	「最高規範」と記載されているが、他条例との関係は。
	A	議会基本条例が最高規範である。(ただし、憲法や国の法律を超えるものではない)
前文 議会と市長等の関係 (第7条)	Q	「市長等と健全な緊張関係を保ち」とあるが、なぜこの言葉を入れたのか。また、健全な緊張関係についてどう考えるか。
	A	市長が提案することに対して、常に冷静な目で見て、必要な時は公の場で質すことが必要であることから、条例に記載した。たとえば、予算案は議会に提案権はなく、市長が提案するもの。その予算案に対して適正な批判を行い、修正すべきものは促す。このようなことが健全な緊張関係の一つだと思う。
議員間の討議 (第2条、第3条、第13条)	Q	議員はそれぞれ色々な意見をもっている。それを多数決で議会の意思とすることはどうかと思う。よく議員間で討議してほしい。
	A	我孫子市議会には現在23人の議員がいて、様々な意見をもっているが、議会は合議制の機関として、1つの意思決定を行うものである。そのため、議員間で討議を行ったうえで結論を導き出すことが重要だと考えている。
	Q	議会基本条例の目玉の一つが議員間の討議と考えるが、具体的にどういう形で運用するのか。どのようなアイデアがあるのか。
	A	現在は議員間の討議が休憩中に行われている場合があるが、記録に残らない。そのため、公式の場で議員同士が討論できるようにすることが目的である。
	Q	インターネット中継で休憩の時間がカットされることから、その間の議論がわからない。情報公開の観点からも、よい発言、悪い発言も含めた議員間の討議が行われている休憩の時間等も公開をすべきと考える。
	A	休憩中に物事が決まってしまう、何が話し合われていたかわからないことがあったことは事実である。そういった点をなくしてオープンになるように議事の進行等を工夫していきたいが、長時間をかけて調整しなければならないことがあることもご理解いただきたい。
情報公開(第4条)	Q	情報について、情報の公開は明文化されているが、情報の保管・保存についてはどうなっているのか。
	A	地方自治法等に会議録の作成・保存について明文化されており、永年保存となっている。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所		答弁
議会への市民参加 (第5条)	Q	議会を傍聴している市民に発言の機会を与えるような文言を記載してほしい。
	A	現在は傍聴人は発言できないこととなっているため、この場では答えられない。
	Q	「広く市民の意見を聴取する機会」とはどういうことか。抽象的でわかりづらい。請願や陳情で議会の中で意見が言えるのか。
	A	現在、我孫子市議会では請願や陳情の代表者が委員会で意見陳述ができるようになっている。第5条にはそのようなことも入っている。
	Q	北海道栗山町議会では「一般会議」と呼ばれるものがあり、市民と議員が討論できる場となっている。第5条ではそういったものも想定しているのか。
	A	栗山町の一般会議に似たものとして、第6条の「意見交換会」がある。
	Q	第5条は抽象的なので、詳しく記載してほしい。
	A	検討する。
議会への市民参加 (第5条) 議会報告会・意見交換会 (第6条)	Q	第5条で議会の市民参加が記載されていて、第6条で議会報告会・意見交換会が記載されているが、2つの違いは何か。
	A	第5条は議会に市民が来て発言の機会を設けること(公聴会制度・参考人制度など)で、第6条は議会報告会・意見交換会で、議会の外に出ていくものである。
	Q	第5条の「意見を聴取する機会の確保に努める」とはどういうことか。
	A	市民の皆さんの、議会への参加について市議会としてどのように定めておくか、ということ一つ大きな括りとして第5条を記載した。
	Q	意見を聴取する機会として、意見交換会が一番最初に考えられるものである。そのため、第5条を第6条とは別に記載する理由がよくわからない。一度、整理をしてみてもいいか。
	A	意見聴取は議会報告会、意見交換会だけでなく、議員が個々に市民に対して行うことも考えられるため、このように記載した。いただいた意見については、今後の検討の参考にさせていただく。
	Q	第5条と第6条は似たようなものだが、どうなのか。また、教育委員会の権限が市長にくることになった時には基本条例に影響はあるのか。
	A	第5条の意見を聴取する機会は、公聴会や参考人制度、請願・陳情における意見陳述などを想定している。第6条は記載のとおり議会報告会、意見交換会である。
議会報告会・意見交換会 (第6条)	Q	詳細に関し必要な事項は、別に定める、とあるが、どのようにするのか。
	A	詳細は今後、協議することとしている。
	Q	第6条の議会報告会、意見交換会について行うものとする、の文言の前に「必ず」という言葉を入れてほしい。
	A	議会報告会、意見交換会は必ず開催することとなっている。
政策立案及び政策提言 (第10条) 予算及び決算 (第11条)	Q	予算(案)はほぼ決まったものとして提出されるもの。その前の段階で議員が意見を言う必要や参画する必要が有るのではないか。また、少数派の意見が忘れられがちなので、少数派、多数派関係なく意見が言えるように、そのような主旨のことを文言として加えてはどうか。
	A	予算(案)ができる前の段階で、数回、執行部から提示がある。その都度、少数派、多数派関係なく意見を言うことができている。また、現在は「予算要望」というような形で個々に提言を行っていることもあり、第10条に「政策提言」という形で議会としてもできるように記述している。あまり細かく記載すると変更のたびに条例改正が必要となることから、10条、11条のような記載とした。
委員会の活動 (第13条)	Q	第13条第2項に「～公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする」とあるが、委員会ではできないのか。
	A	我孫子市議会は委員会を議論の中心としているため、委員会において公聴会制度や参考人制度を活用して議論を深めていくことを想定している。

議会基本条例(素案)市民説明会 質疑概要

質問箇所	答弁	
議員研修の充実強化 (第14条)	Q	議員研修の充実強化は税金がかかるものなのか。政務活動費とは別なのか。
	A	公費で行っている研修は、委員会の視察研修がある。また、政務活動費は個人に支給しているが用途基準を厳しくしており、問題なくやっている。
政務活動費 (第19条)	Q	「～適正に執行しなければならない」とあるが、かつて政務活動費の不適切な使用ということが他議会であり、問題となったが、公開等はしているのか。また、規則や附則は。
	A	政務活動費の収支報告等はすべて公開しており、条例、規則に則って運用している。他よりも用途基準を厳しくしているため、今まで我孫子市で問題となったことはない。議会基本条例は冒頭に話したとおり平成26年中に制定予定だが、正確な日程は決まっていない。
議員の政治倫理 (第20条)	Q	第20条の議員の政治倫理について物足りない。万が一、議員が不適格な行動、言動をした時のことを考えて、第2項として罰則規定的なものを加えては。議長が不適切な行動、発言をした議員に対し、たとえ議会外での行動や言動だとしても指導力を発揮すべきで、議長の行動を裏付ける意味でも加えるべき。
	A	地方自治法に議長の役割が記載されていて、議会内での不規則発言等あれば制止等できるが、議会外のものについては権限が及ばない。なお、他市では政治倫理条例を制定している議会があるが、我孫子市では制定せずに議会基本条例に記載することとした。意見については検討する。
議員報酬 (第22条)	Q	第2項で「～できるものとする。」となっており、努力規定と感じられ、しなくてもいいというような印象を受けた。市民の意見が反映されやすいような文言がいいのでは。
	A	文言について検討する。
見直し手続き (第24条)	Q	改正手続きについては具体的な数字(議員の3分の2以上の賛成で、など)を記載してはどうか。
	A	検討する。
	Q	議会基本条例の制定後に変更等を行う場合には、誰がどのような形で行うのか。
	A	第24条の記載のとおりに行う。
その他	Q	地域コミュニティ活性化の政策が現在進行しているが、議会基本条例の考え方と住民自治の考え方がぶつかる箇所があると思う。その点について議会基本条例に記載がないが、今後どうするのか。
	A	地域コミュニティの考え方と議会基本条例の考え方がぶつかるものとは思わない。逆に議会の中で市民参加がえられて活発な議論ができれば進んでいくと思う。また、そういう条例にしていかなければならない。
	Q	我孫子市はボランティア活動が活発であるが、ボランティア活動に対する認識が不足していると感じる。ボランティアをしている人に対して声をかけてほしい。
	A	ボランティアの力は大切だが、基本条例に記載することはむずかしい。
	Q	教育委員会と協力して、若者(子ども)の関心を高めてほしい。
	A	参考にする。